

障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（案）

第1 通則

障害者自立支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

（1）基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

（2）基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

（3）基金事業の実施

① 基金事業の交付額の上限の設定

ア 都道府県は、別に定めるところにより、市町村ごとの交付額の上限を提示するものとする。

イ 都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

② 基金事業の実施計画の作成等

ア 市町村は、提示された交付額の上限に基づき、都道府県に対して平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成23年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

③ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

④ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年12月末まで延長することができる。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）の②のウの「23年度末」を「24年末」と読み替えるものとする。

② 基金の解散は、精算手続きが全て完了したうえで行うものとする。

なお、基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業（以下「メニュー事業」という。）その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業（メニュー事業以外の事業であって、地域の事情に応じて実施するものという。）とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業

② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業

④ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、社会福祉法人等の団体への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請等

- ① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、毎年度都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を提出しなければならない。
- ② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、当該市町村に対し助成金の交付を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を交付するものとする。
その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担分を併せて交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

- ① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

- ① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。
- ② 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ⑥ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 都道府県が市町村が行う特別対策事業に対して助成する場合

- ① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知

事の承認を受けなければならない。

- ② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ④ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- ⑤ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑥ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑦ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑧ 特別対策事業を行う者が①から⑦により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3) (2)の⑤により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(4) (2)の⑧により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 特別対策事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 その他

(1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。

(2) 都道府県は管内市町村、関係団体、障害者等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

(3) 第3の(1)「その他障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び福祉・介護人材確保対策の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業」を実施する場合には、別に定める方法により相談し、厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

項目	事業内容	実施主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	<p>(1) 事業運営安定化事業 旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。 (障害児施設を含む) また、平成21年度報酬改定においては生活介護及び施設入所支援単価の仕組みが大きく変更されることから、その激変を緩和するため、当該事業所等にも配慮したものとす。</p>	市町村 (障害児施設については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市)	<ul style="list-style-type: none"> 旧体系施設の場合 ((平成18年3月における実利用者数×22日又は30.4日)(注)×90%－当該月の延べ利用者数)×区分A単価 障害児施設の場合 ((平成18年9月における定員×22日又は30.4日)(注)×90%－当該月の延べ利用者数)×基本単価 (注)通所の場合は22日、入所の場合は30.4日に乗じた数 新体系事業の場合 (旧体系における収入額×90%)－(当該月の収入額) 生活介護又は施設入所支援の場合 「(平成21年3月における本体報酬単位数×90%)－(平成21年4月以降の本体報酬単価を用いた場合の平成21年3月の本体報酬単位数)」又は 「(旧体系における収入額×90%)－(当該月の収入額)」を選択 	1/2	1/4	1/4
	<p>(2) 移行時運営安定化事業 (仮称) <u>旧体系施設が新体系サービスへ移行した場合に従前(移行前)の事業収入額を保障する。</u></p>	市町村	<p>(旧体系施設における基準月の収入額)－(当該月の収入額)</p>	定額(10/10)		
	<p>(3) 通所サービス等利用促進事業 障害者自立支援法による通所サービス及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図るこ</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 通所サービス1事業所につき3,000千円(年額)と現に送迎に要する費用のいずれか少ない金額 短期入所1人につき 	1/2	1/4	1/4
	<p>(4) 新事業移行促進事業 新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行うことによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを</p>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(障害者支援施設において行われるものを含む) 21年度1人につき 	1/2	1/4	1/4

<p>目的とする。</p>		<p>6,000円 22年度 1人につき 5,700円 23年度 1人につき 5,400円</p> <p>・施設入所支援 21年度 1人につき 5,000円 22年度 1人につき 4,750円 23年度 1人につき 4,500円</p>			
<p>(5) 事務処理安定化支援事業 障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図る。</p>	<p>市町村</p> <p>〔障害児施設については、都道府県・指定都市・児童相談所設置市〕</p>	<p>・利用者 1人あたり単価 定員60人以下の場合 20千円 定員61人以上80人以下の場合 15千円 定員81人以上の場合 10千円</p> <p>・居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所は除く。</p> <p>・各年度の7月中における実利用者の人数に応じて助成を行う。</p> <p>・実施期間(平成21年度から平成23年度)をとおして1事業所につき1回限りの補助に限る。</p>	1/2	1/4	1/4
<p>(6) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 就労移行支援事業所等がサービスの適否を判断するために特別支援学校在学中等に実施するアセスメント(暫定支給決定)について、特別支援学校等の関係者と連携し、会議等の開催により円滑にアセスメントを実施するための体制整備を図ることを目的とする。</p>	<p>市町村</p>	<p>・会議実施回数に応じ、経費相当分を事業所に対し助成。</p> <p>・1事業所あたり60千円以内/1回(年10回を限度とする。)</p>	1/2	1/4	1/4
<p>(7) 地域移行支度経費支援事業 入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用の助成を行う。</p>	<p>都道府県</p> <p>〔精神科病院、精神障害者生活訓練施設〕</p>	<p>1人あたり30千円以内</p>	1/2	1/4	1/4

〔障害児施設については、国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2〕

〔市町村の負担割合については、これによりがたい場合については、支給決定者数の割合による按分等によることも可〕

〔精神科病院、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設及〕

		設、精神障害者入所授産施設及び精神障害者福祉ホームB型からの退院・退所については、都道府県・指定都市		び精神障害者福祉ホームB型からの退院・退所については、国1/2、都道府県・指定都市1/2
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	(8) 小規模作業所緊急支援事業 直ちに新体系へ移行することが困難な小規模作業所に対し、定額を助成する。	都道府県	1 作業所あたり1,100千円以内	定額(10/10)
	(9) 障害者自立支援基盤整備事業 新体系移行等のための施設改修・増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備及び新体系事業拡充のための設備やNICU退院児童受入に係る人工呼吸器等の備品購入、 <u>開設準備経費、大規模な生産設備整備</u> に対し助成を行う。	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>改修、増築及び備品購入</u> 1 施設あたり平成18年度から平成23年度で20,000千円以内(ただし、ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備(施設と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知器、消防機関への通報装置等)の整備は2,000千円以内、居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事並びに備品購入は5,000千円以内) ・ <u>開設準備経費</u> <u>1 事業所あたり1,000千円以内</u> ・ <u>大規模な生産設備整備</u> <u>1 施設あたり100,000千円以内</u> 	
	(10) 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。	都道府県	1 都道府県あたり16,000千円以内	

<p>(11) 障害者地域移行体制強化事業 地域移行のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等への移行のための支援、施設職員による包括的な地域移行支援への助成、地域生活支援の拠点化に関するモデル事業等を行う。</p>	<p>都道府県</p> <p>【キ】については、市町村の実施も可</p>	<p>【ア 障害者地域移行促進強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修企画 1 都道府県あたり3年間で610千円以内 ・研修実施 1 障害保健福祉圏域あたり3年間で2,000千円以内 <p>【イ グループホーム・ケアホームへの移行促進事業】 入居者1人あたり133千円以内</p> <p>【ウ 地域移行支援事業（障害児施設からの家庭復帰を含む）】 退所者1人あたり50千円</p> <p>【エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】 1か所あたり9,000千円以内(各都道府県1か所程度)</p> <p>【オ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業】 1件あたり3年間で1,000千円以内</p> <p>【カ 医療観察法地域処遇体制強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療観察法地域処遇体制基盤構築事業1都道府県あたり3年間で22,400千円以内 ・障害福祉施設等入所時支援事業1都道府県あたり3年間で4,600千円以内 <p>【キ 精神障害者等の家族に対する支援事業】 1 障害保健福祉圏域あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流スペース整備 3,000千円以内 ・交流事業運営 600千円以内 	<p>定額(10/10)</p>
<p>(12) 一般就労移行等促進事業</p>	<p>都道府県</p>	<p>【ア 職場実習・職場</p>	

一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対する助成、及び就労継続支援B型等から就労継続支援A型への移行についての支援を実施する。

【見学促進事業】

- ・就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)事業、授産施設(3障害、通所・入所・小規模)から職場実習等を継続的に受け入れる民間企業(職場実習のための受入設備更新等)平成18年度から平成23年度で5,000千円以内(1企業あたり)
- ・就労移行支援事業者・就労継続支援事業者(A型・B型)(企業見学を企業に依頼・実施する場合)20千円以内(就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型)(企業見学実施の場合、1回あたり(参加人数は家族等含め5人以上))

【イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業】
1 障害保健福祉圏域あたり1,000千円以内

【ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業】

就労した利用者1人あたり100千円(1回限り)
・施設外就労・施設外支援を行うにあたって必要な要件を満たすこと。
・他の事業所と共同で施設外就労・施設外支援を行う場合「就労支援ネットワーク構築事業」も活用できること。
・障害者雇用助成金等他の助成金等との併給は不可。

【エ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業】

以下の内容を5回以上実施した場合、回数に応じて1回あたり20千円以内(年間最大36回まで)。

- ・社会適応等に関する講座企画・開催

			<ul style="list-style-type: none"> ・勉強会・自主交流会企画・開催（当該事業所を利用し、一般就労した利用者を対象者とする） ・障害者の雇用を検討する企業の職務分析を実施 <p>【オ 離職・再チャレンジ支援助成事業】 1事業所1人1回につき40千円</p> <p>【カ 目標工賃達成助成事業】次年度の平均工賃月額20%以上増額を工賃の達成目標に掲げ、かつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工賃を30%以上引き上げた事業所については、利用者1人につき15,000円 ・工賃を20%以上引き上げた事業所については、利用者1人につき7,500円 <p>（年度につき1回限り）</p> <p>【キ 就労継続支援A型への移行助成事業】 1事業所あたり600千円以内</p>
	<p>(13) 小規模作業所移行促進事業 利用者が少ないために新体系へ移行することが困難な小規模作業所が統合するために必要な経費に対して助成する。</p>	都道府県	1 都道府県あたり10,000千円以内
	<p>(14) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポート及び居住サポート事業の推進、地域自立支援協議会の運営強化等を行う。</p>	<p>都道府県</p> <p>【イ】から【オ】については、市町村の実施可</p>	<p>【ア 特別アドバイザー派遣事業】 1 都道府県あたり3年間で22,000千円以内</p> <p>【イ 相談支援発展推進支援事業】 1 か所あたり3年間で1,200千円以内</p> <p>【ウ ピアサポートセンター等設置推進事業】 1 か所あたり1,900千円以内</p> <p>【エ 居住サポート事業立ち上げ支援事業】 1 障害保健福祉圏域あ</p>

		<p>たり3年間で1,000千円以内</p> <p>【オ 地域自立支援協議会運営強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム導入分 1 都道府県あたり3年間で5,000千円以内 ・その他分 1 障害保健福祉圏域あたり3年間で1,000千円以内 			
<p>(15) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児を育てる保護者の不安解消のために気軽に利用できる交流を整備及び個別の支援計画や支援情報を関係機関で共有するための制度構築に係る経費について助成する。</p>	<p>都道府県</p> <p>(市町村の実施可)</p>	<p>1 障害保健福祉圏域あたり3年間で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流のスペースの整備及び遊具の設置 1,500千円以内 ・障害児支援情報共有システム構築事業 1,000千円以内 			
<p>(16) 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 障害者自立支援法等の見直しに伴い必要となる自治体の法施行事務経費（広報啓発経費、システム改修経費等）を助成する。</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>各都道府県ごとに別に定める額</p>			
<p>(17) 相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知する事業を実施する。</p>	<p>市町村 都道府県</p>	<p>1 市町村あたり平成20年度から平成23年度まで1,700千円以内</p>			
<p>(18) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 障害者が地域で暮らしやすい環境を整えるため、施設が地域の拠点機能として取り組む、地域住民の理解や支援力を高めるための人材育成等に対し助成する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>1 障害保健福祉圏域あたり1,500千円以内</p>			
<p>(19) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 重度訪問介護等の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村（国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお国庫負担基準を超過する市町村）。</p>	<p>都道府県</p>	<p>当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で、都道府県が必要と認める額を助成額とする。 ただし、次に掲げる市においては、次に掲げる金額の範囲内で都道府</p>	<p>1/2</p>	<p>1/4</p>	<p>1/4</p>

<p>特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村(都道府県地域生活支援事業の補助対象市町村にあつては、地域生活支援事業による補助を優先適用する。)を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。</p>		<p>県が必要と認める額を助成額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口30万人以上の市 「当該年度の国庫負担基準額に50%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して、いずれか低い方の額 ・人口10万人以上30万人未満の市 「当該年度の国庫負担基準額に100%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して、いずれか低い方の額 		
<p>(20) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 精神障害者生活訓練施設や福祉ホームが新体系サービスへ移行するための支援を行うため、移行の準備のために必要な職員の確保、既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う。</p>	<p>指定都市 都道府県</p>	<p>1施設あたり3年間で 2,500千円以内</p>		<p>定額(10/10)</p>
<p>(21) 移行定着支援事業 <u>小規模作業所等が新体系サービスに移行した場合に生じる新たな事務処理の定着や移行前の利用者の定着などの経過的な施策に要する経費を助成する。</u></p>	<p>都道府県 市町村への委託可</p>	<p>1作業所あたり ・初年度1,000千円以内 ・2年度目500千円以内</p>		<p>定額(10/10)</p>
<p>(22) その他法施行に伴い緊急に必要な事業 制度移行期に係る事業コスト増(諸物価高騰対策含む。)に対する支援、進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上、福祉機器相談を受ける者の資質向上、コミュニケーション支援における広域的な体制検討のための経費、障害者スポーツの振興、体育館等バリアフリーのための整備に助成する。</p>	<p>市町村 都道府県</p> <p>【カ】及び【ク】については、都道府県・指定都市</p>	<p>【ア 事業者コスト対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理コスト対策 1施設・事業所につき100千円と現に要する費用のいずれか少ない金額 ・諸物価高騰対策 別に示す額 <p>【イ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置】 平成18年10月の「療養介護事業」利用者負担額から平成18年9月の利用者負担額の2倍の</p>		<p>定額(10/10)</p> <p>【イ】に係る事業については、国1/2、県1/4、市1/4</p>

額を差し引いた額を目
安とする。

【ウ オストメイト対
応トイレ設備緊急整備
事業】

1か所あたり3年間で
1,000千円以内

【エ 視覚障害者等情
報支援緊急基盤整備事
業】

・ 情報支援機器やソフ
トウェア等の整備

1都道府県又は1市
町村あたり3年間で
1,000千円以内（未実
施自治体のみ）

・ 音声コードに係る研
修及び広報

1都道府県又は1市町
村あたり3年間で300
千円以内

・ 聴覚障害者用情報受
信装置（地デジ対応
（本体のみで、アンテ
ナ、光警報器は対象
外））

1台あたり75千円以内

【オ 視覚障害者移動
支援事業従事者の資質
向上事業】

1都道府県あたり120千
円以内

ただし、指定都市・
中核市を含む場合は、
1市あたり48千円を加
算。

【カ 福祉機器相談基
盤整備事業】

1更生相談所あたり3
年間で1,000千円以内

【キ コミュニケーシ
ョン支援広域支援検討
事業】

1都道府県あたり3年
間で1,000千円以内

【ク 障害者スポーツ
特別振興事業】

1都道府県又は1指定
都市あたり3年間で
3,000千円以内

			<p>【ケ 体育館等バリアフリー緊急整備事業】 1か所あたり3年間で8,000千円以内 ただし、1都道府県内に対する補助額は、障害保健福祉圏域×1か所あたり単価の金額を上限とする。 東京都は障害保健福祉圏域の設定がないことから、市区町村数×1か所あたり単価の金額を上限とする。</p> <p>【コ 障害者アート特別啓発事業】 1都道府県あたり3年間で4,000千円以内 1市町村あたり3年間で2,000千円以内</p>	
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	<p>(23) 進路選択学生等支援事業 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。</p>	都道府県	<p>1 養成施設あたり 定員充足率(各年4月1日現在)が ・20%未満の場合 5,000千円以内 ・20%以上40%未満の場合 4,300千円以内 ・40%以上60%未満の場合 3,400千円以内</p>	定額 (10/10)
	<p>(24) 潜在的有資格者等養成支援事業 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。</p>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的有資格者再就業支援研修 1回あたり780千円以内 ・ 高齢者等参画支援研修 1回あたり312千円以内 ・ 福祉・介護サービスチャレンジ教室 1回あたり156千円以内 ・ 障害者就労支援研修 1回あたり468千円以内 ・ キャリアアップ支援研修 1回あたり468千円以内 ・ その他人材確保に資する研修として都道府県が認めた研修 1日あたり156千円以内 <p>なお、養成施設等以外</p>	

			に地域の会場を借り上げて実施することが可能であり、この場合、研修1日あたり185千円以内を加算する。	
	(25) 複数事業所連携事業 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コーディネーター設置・活動費</u> 1 都道府県あたり 2,357千円以内 ・ <u>1ユニット(5事業所以上)あたり</u> 694千円以内 <p>なお、<u>10事業所以上で1ユニットを形成する場合は、2ユニット分の補助単価(1,388千円以内)まで適用可とする。</u></p>	
	(26) 職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前説明会や事業者報告会 1 都道府県あたり 444千円以内 ・ 事業所の受入れ 1人1日あたり 5,920円以内 	
	<u>(27) 福祉・介護人材マッチング支援事業</u>	<u>都道府県</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>キャリア支援専門員</u> <u>1人あたり</u> <u>5,000円以内</u> ・ <u>活動経費</u> <u>都道府県が必要と認める額</u> 	
	<u>(28) キャリア形成訪問指導事業</u>	<u>都道府県</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1 養成施設(課程)等</u> <u>あたり</u> <u>3,500千円以内</u> ・ <u>コーディネーター経費</u> <u>都道府県が必要と認める額</u> 	
<u>4. 福祉・介護人材の処遇改善を図る措置</u>	<u>(29) 福祉・介護人材の処遇改善事業(仮称)</u> <u>福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要へ応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成を行う。</u>	<u>都道府県</u>	<u>報酬総額×サービス毎に定める交付率</u>	<u>定額(10/10)</u>

※1 県は都道府県、市は市町村を指す。

※2 「補助単価」欄における「3年間」については次の期間をいう。

- ・「(20)」の事業は、平成20年度から平成22年度
- ・上記以外の事業は、平成21年度から平成23年度

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領
に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額			

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額		

※ 基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業に係る経費

事業区分	支出済額	支出内訳
	千円	
合計額		

(注) 別添の特別対策事業の事業内容に記載されている事業ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

4 事業実施状況

項目	事業内容
1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置	
2. 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	
3. 福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置	
4. <u>福祉・介護人材の</u> <u>処遇改善を図る措</u> <u>置</u>	

5 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本
- (2) その他参考となる資料